

○循環型地域社会の形成に関する条例施行規則

平成15年3月31日規則第22号

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則をここに公布する。

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(廃棄物処理施設等)

第2条 条例第2条第8号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第20条の2第1項の登録を受けようとする者のうち廃棄物処理法第2条第2項の一般廃棄物のみを取り扱う者が事業の用に供する処理施設であって、1日当たりの処理能力が5トン未満のもの(以下「小規模再生事業施設」という。)

(2) 産業廃棄物処理業を行う者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)(廃棄物処理法第15条の4の2第1項、第15条の4の3第1項及び第15条の4の4第1項の認定を受けた者を除く。)が設置する産業廃棄物の処理施設(積替え施設及び積替えのための保管施設(以下「積替保管施設」という。))を含む。)であって、廃棄物処理法第15条第1項の許可を要しないもの(以下「その他処理施設」という。)

一部改正〔平成19年規則5号・20年13号〕

(圏域の区域)

第3条 条例第7条第1項の規則で定める圏域は、本県並びに青森県及び秋田県の区域とする。

(準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画)

第3条の2 条例第9条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該事業場において現に行っている事業の概要を記載すること。

(2) 次に掲げる事項を定めること。

ア 計画期間

イ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

ウ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

エ 産業廃棄物の分別に関する事項

オ 産業廃棄物の再生利用に関する事項

カ 産業廃棄物の処理に関する事項

(3) 別に定める様式による産業廃棄物処理計画書を添付すること。

(4) 当該年度の6月30日までに提出すること。

追加〔平成20年規則53号〕

(実施の状況の報告)

第3条の3 条例第9条の2第2項の規定による報告は、別に定める様式による産業廃棄物処理計画実施状況報告書を翌年度の6月30日までに知事に提出することにより行うものとする。

追加〔平成20年規則53号〕

(提出書類の部数及び経由)

第3条の4 第3条の2第3号の産業廃棄物処理計画書及び前条の産業廃棄物処理計画実施状況報告書の提出部数は、正副2部とし、当該計画書及び報告書は、本店又は主たる事務所若しくは事業所(以下「本店等」という。)の所在地が県内にある者にあつては当該本店等の所在地を所管する広域振興局長(以下「所管局長」という。)を経由して、当該本店等の所在地が県外にある者にあつては直接提出しなければならない。

追加〔平成20年規則53号〕、一部改正〔平成22年規則36号〕

(計画及び実施の状況の報告の公表)

第3条の5 条例第9条の2第3項の規定による公表は、同条第1項の計画及び同条第2項の規定による報告の内容を1年間公衆の縦覧に供することにより行うものとする。

追加〔平成20年規則53号〕

(認定の基準等)

第4条 条例第10条第1項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 主として県内で生じた再生資源を利用して、県内で製造されたものであること。

(2) 環境への負荷(人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。)の低減に十分な配慮がなされていることその他環境保全のために必要な措置が講じられている事業所において製造されたものであること。

(3) 申請時において既に県内で販売されていること又は申請の日から6月以内に県内で販売されることが確実であること。

(4) 別表第1に定める岩手県再生資源利用認定製品品質基準に適合していること。

2 知事は、原則として毎年度2回、条例第10条第1項の認定に係る審査を行うものとする。

3 知事は、条例第10条第1項の認定をしたときは、申請者に対し岩手県再生資源利用認定製品認定証(様式第1号)を交付するとともに、当該認定に係る認定製品の品目名及び製品名、当該認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)の氏名又は名称並びに製造する事業所の所在地を公表するものとする。

一部改正〔平成20年規則53号〕

(認定の申請)

第4条の2 [条例第10条第2項](#)の申請は、岩手県再生資源利用認定製品認定申請書([様式第2号](#))により行わなければならない。

2 [条例第10条第2項](#)の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 製品の説明書
- (2) 認定の基準に適合していることを証する書類
- (3) 申請者の概要を記載した書類

追加〔平成20年規則53号〕

(認定の更新)

第4条の3 [条例第10条第4項](#)の更新の申請は、岩手県再生資源利用認定製品認定更新申請書([様式第2号の2](#))により行わなければならない。

2 前項の申請には、前条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、既に知事に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

追加〔平成20年規則53号〕

(認定製品の変更届等)

第5条 認定事業者は、認定製品の申請事項のうち次に掲げる事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、岩手県再生資源利用認定製品変更届出書([様式第3号](#))により知事にその旨を届け出なければならない。

- (1) 製品の寸法
- (2) 製品の仕様

2 認定事業者は、認定製品の製造を廃止したときは、速やかに、岩手県再生資源利用認定製品廃止届出書([様式第3号の2](#))によりその旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成20年規則53号〕

(公表)

第6条 [条例第10条第7項](#)の公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

一部改正〔平成20年規則53号〕

(掲示)

第7条 [条例第10条第8項](#)の掲示は、県が工事を行う場所において、立札、看板、表示板等に掲示する方法により行うものとする。

2 [条例第10条第8項](#)の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 製品名
- (2) 認定番号
- (3) 再生資源を使用した製品である旨

一部改正〔平成20年規則53号〕

(認定製品の表示)

第8条 [条例第11条第1項](#)の表示は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 岩手県再生資源利用認定製品の文字の表示
- (2) 知事が別に定める認定マークの表示
- (3) 前2号の表示を同時に使用した表示

(認定の取消し)

第9条 [条例第12条](#)の規則で定める事由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 認定事業者が認定製品の製造を中止した場合
- (2) 認定事業者が第5条第1項の届出をしなかった場合
- (3) 認定事業者が正当な理由なく[条例第31条第1項](#)の報告をせず、又は虚偽の報告を行った場合
- (4) 認定事業者が偽りその他不正の手段により認定を受けた場合

一部改正〔平成20年規則53号〕

(格付け基準等)

第9条の2 知事は、[条例第14条第1項第1号](#)の格付け(第4項において「格付け」という。)の基準(以下この条において「格付け基準」という。)を定め、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 格付け基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 評価項目及び評価基準に関する事項
- (2) 認定基準に関する事項
- (3) 評価方法に関する事項
- (4) 評価結果に基づく格付け区分に関する事項

3 知事は、格付け基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ産業廃棄物処理業者以外の者で産業廃棄物処理の専門的事項に関し学識経験を有するものの意見を聴かなければならない。

4 [条例第13条第1項](#)の産業廃棄物処理業者育成センターは、産業廃棄物処理業者から格付けの申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る産業廃棄物処理業者が格付け基準を満たすと認めるときは、その格付けを行うものとする。

追加〔平成20年規則13号〕

(業務規程)

第10条 [条例第14条第2項](#)の業務の実施に必要な規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理業者育成センターの運営に関する事項
- (2) 産業廃棄物処理業者の格付けに関する事項
- (3) 産業廃棄物処理業者の事故時の対応等に係る保証金に関する事項

一部改正〔平成20年規則13号〕
(事業計画等の提出)

第11条 条例第15条第1項の事業計画書及び収支予算書の作成及び提出は、毎事業年度開始前に行わなければならない。

2 条例第15条第2項の事業報告書及び収支決算書の作成及び提出は、毎事業年度終了後3月以内に行わなければならない。

(許可の取消し等の基準等)

第12条 条例第19条第1項の規則で定める盛岡市の条例は、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成6年盛岡市条例第40号)とする。

2 条例第19条第1項の規則で定める基準は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、知事が必要と認める場合には、同項の点数を20点の範囲内で加減することができる。

3 条例第19条第2項の規則で定める点数は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に掲げる点数に達し、又はこれを超えたときは、当該各号に掲げる許可の取消し等の処分を行うものとする。

- (1) 100点 許可取消し
- (2) 90点 事業停止90日
- (3) 60点 事業停止60日
- (4) 30点 事業停止30日
- (5) 10点 事業停止10日

4 条例第19条第4項第2号の規則で定める盛岡市条例の規定は、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第21条の2第7項、第21条の4第1項及び第21条の7第3項の規定とする。

5 条例第19条第4項第8号の規則で定めるものは、廃棄物処理法に基づく許可を申請する際、廃棄物処理法第19条の5第1項の規定により支障の除去等の措置を命じられたにもかかわらず、その措置を履行せず、履行しても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行しても当該期限までに完了する見込みがない者とする。

一部改正〔平成20年規則53号〕

(廃棄物等の適正保管等)

第13条 条例第20条第1項の規則で定める行為は、保管、埋設、散布又は加工が複合した行為とする。

2 条例第20条第5項の規則で定める物質及び同項の規則で定める基準は、次に掲げる環境庁告示の別表に定める物質及び物質ごとに定める基準値又は環境上の条件とする。

- (1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)
- (2) 土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)

(屋外保管の記録義務の対象者等)

第13条の2 条例第20条の2第1項のその事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者から除くものとして規則で定める者は、条例第2条第8号に規定する廃棄物処理施設等(以下「廃棄物処理施設等」という。)の設置者及び畜産農業、金融・保険業、宿泊業、教育・学習支援業又はサービス業(学術・開発研究機関並びに自動車修理業及び機械等修理業を除く。)を営む者とする。

2 条例第20条の2第1項の産業廃棄物から除くものとして規則で定めるものは、次に掲げる事業場において発生する産業廃棄物とする。

- (1) 飲食店(食品製造業を営む事業場を有するものを除く。)
- (2) 販売又は総務的事務(人事、労務管理、物品の発注、財産管理、経理、財務、法務その他の組織全体の管理的事務をいう。)(これらの業務のみを行うものに限り、下取り(物品を買い入れる際、当該物品と同一の用途に供されていた買受人の所有に属する物品を、対価の一部として、当該買入れに係る物品と引換えに売渡人に譲渡することをいう。)を伴うものその他の事業活動に伴い副次的に物品が得られるものを除く。)を行う事業場

3 条例第20条の2第1項の保管しようとする土地における産業廃棄物の最大保管量の見込みの把握及び記録は、次に掲げる区分ごとに行わなければならない。

- (1) 廃棄物処理法第2条第4項第1号の廃油、廃酸及び廃アルカリ並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第2条第1項第12号に規定するばいじん(第5項において「廃油、廃酸及び廃アルカリ並びにばいじん」という。)

(2) 廃タイヤ

(3) 前2号に掲げるもの以外の産業廃棄物

4 条例第20条の2第1項の最大保管量の見込みの記録は、毎事業年度開始前(事業年度の中途に屋外において産業廃棄物(第2項で定めるものを除く。次項及び第6項において同じ。))を保管する必要性が生じたときは、当該屋外において産業廃棄物の保管を開始する前)にしなければならない。

5 条例第20条の2第2項の規則で定める量は、次の各号に掲げる産業廃棄物の区分に応じ、当該各号に定める量とする。

- (1) 廃油、廃酸及び廃アルカリ並びにばいじん 重量1トン又は体積1立方メートル
- (2) 廃タイヤ 100本
- (3) 前2号に掲げるもの以外の産業廃棄物 重量10トン又は体積30立方メートル

6 条例第20条の2第2項の帳簿は、産業廃棄物を保管する場所ごとに、毎年4月1日から翌年3月31日まで(事業年度の中途に屋外において産業廃棄物を保管する必要性が生じたときは、当該屋外において

産業廃棄物の保管を開始した日から当該事業年度の3月31日まで)の間における次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理法第12条第2項に定める産業廃棄物保管基準に従い保管する場合の産業廃棄物の保管可能量
 - (2) 4月1日及び翌年3月31日(事業年度の中途に屋外において産業廃棄物を保管する必要が生じたときは、当該屋外において産業廃棄物の保管を開始した日及び当該事業年度の3月31日)における産業廃棄物の保管量
 - (3) 産業廃棄物を搬入した場合は、その年月日、当該搬入した産業廃棄物の種類及び数量並びに搬入後の合計保管量
 - (4) 産業廃棄物を搬出した場合は、その年月日、当該搬出した産業廃棄物の種類及び数量並びに搬出後の合計保管量
- 7 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における同項第3号及び第4号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
- 8 [条例第20条の2第1項](#)の規定により最大保管量の見込みを記録した書類及び[同条第2項](#)の規定により記載した帳簿は、当該記録又は記載を開始した日から5年間保存しなければならない。

追加〔平成20年規則53号〕

(建設資材廃棄物の処理方法等の届出等)

第14条 [条例第21条第2項](#)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 再生、処分等の方法
 - (2) 再生、処分等に要する費用
- 2 [条例第21条第4項](#)の届出は、建設資材廃棄物処理方法等届出書([様式第4号](#))により行わなければならない。
- 3 [条例第21条第5項](#)の届出は、建設資材廃棄物処理方法等変更届出書([様式第5号](#))により行わなければならない。
- 4 [条例第21条第6項](#)の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。
- (1) 許可業者への適正な委託による再生、処分等であること。
 - (2) 自ら行う適正な再生、処分等であること。
- 5 [条例第21条第7項](#)の通知は、通知書([様式第6号](#))により行わなければならない。

(排出事業者等の確認義務等)

第15条 [条例第22条第1項](#)の確認は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 産業廃棄物の運搬を委託する場合にあっては、受託者の収集運搬車両、機材、容器及び積替え保管施設を実地に調査し、確認すること(自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、及び確認する場合を含む。)
 - (2) 産業廃棄物の処分を委託する場合にあっては、受託者の処理施設を実地に調査し、確認すること(自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、及び確認する場合を含む。)
 - (3) 産業廃棄物の処分を委託する場合にあっては、受託者の処理施設の処理能力(産業廃棄物の埋立処分を委託する場合にあっては、当該埋立処分を行う最終処分場の残余容量を含む。)及び処理実績を確認すること。
 - (4) 産業廃棄物の中間処理(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分することをいう。)を委託する場合にあっては、当該中間処理により生ずる産業廃棄物(以下この号において「中間処理産業廃棄物」という。)の処分を行う処理施設の確保その他中間処理産業廃棄物の適正な処分に必要な措置の実施状況を確認すること。
- 2 [条例第22条第1項から第3項まで](#)の規定により記録した書類は、5年間これを保存しなければならない。

一部改正〔平成20年規則53号〕

(産業廃棄物管理責任者の設置等)

第15条の2 [条例第22条の2第1項](#)の規則で定める事業は、電気供給業、ガス供給業、熱供給業及び水道業とする。

- 2 [条例第22条の2第1項](#)の産業廃棄物を生ずる事業場から除くものとして規則で定めるものは、第13条の2第2項第2号に規定する事業場とする。
 - 3 [条例第22条の2第2項](#)の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 - (2) 産業廃棄物の分別に関する事項
 - (3) 産業廃棄物の再生利用に関する事項

追加〔平成20年規則53号〕

(廃棄物処理施設等の設置等事前協議)

第16条 [条例第24条第1項](#)の協議は、廃棄物処理施設等設置等(変更)事前協議書([様式第7号](#))により行わなければならない。

- 2 前項の廃棄物処理施設等設置等(変更)事前協議書には、[別表第3](#)に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、廃棄物処理法第15条の2の5第1項の規定に基づく届出をしようとする場合は、同表に掲げる書類及び図面のうち変更に関するものを添付しなければならない。
- 3 [条例第24条第2項](#)の協議は、廃棄物処理施設等設置等(変更)事前協議書([様式第7号](#))により行わなければならない。
- 4 前項の廃棄物処理施設等設置等(変更)事前協議書には、[別表第3](#)に掲げる書類及び図面のうち変更に関するものを添付しなければならない。

- 5 [条例第24条第2項](#)及び[第27条第1項第3号](#)の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 廃棄物処理施設等の種類、処理方式及び処理能力
 - (2) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類
 - (3) 廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画
 - (4) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画
- 6 [条例第24条第2項](#)ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる施設又は設備の変更とする。
- (1) 門扉
 - (2) 立札等
 - (3) 雨水等の流入防止設備
 - (4) 洗車設備
 - (5) 消火設備
 - (6) 管理事務所
 - (7) その他前各号に掲げる施設又は設備に準ずるもの
- 7 [条例第24条第3項](#)の規則で定める者は、次に掲げる者のうち、廃棄物処理施設等の種類、設置場所の状況、生活環境に対する影響等を勘案し当該廃棄物処理施設等の設置等に関し利害関係を有すると認められる者とする。
- (1) 廃棄物処理施設等を設置する事業場(以下「施設設置事業場」という。)の周辺地域の居住者
 - (2) 施設設置事業場に隣接する土地の所有者
 - (3) 施設設置事業場への廃棄物の搬入に用いる道路であって、新たに取り付けるもの又は既設のもの(廃棄物の搬入により交通に支障が生ずるおそれがあるものに限る。以下「搬入道路」という。)に隣接する区域の居住者
 - (4) 施設設置事業場からの放流水の放流先水路等の管理者及び水利権者
- 8 [条例第24条第3項](#)の規則で定める事項は、次に掲げる事項([同条第1項](#)又は[第2項](#)の協議に係る事業場において他に廃棄物処理施設等を設置している場合にあっては、当該廃棄物処理施設等に係る事業場に関する次に掲げる事項を含む。)とする。
- (1) 事業計画の概要
 - (2) 廃棄物処理施設等の設置場所
 - (3) 廃棄物処理施設等の種類、処理方式及び処理能力
 - (4) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類
 - (5) 当該協議に係る産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該廃棄物処理施設等における処理により生じる産業廃棄物の処理を委託する場合にあっては、委託する処理の内容、予定している受託者の氏名又は名称並びに事業場の名称及びその所在地を含む。)
 - (6) 廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画
 - (7) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画
 - (8) 生活環境に対する影響及びその保全対策
- 9 [条例第24条第3項](#)の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに掲げる方法とする。
- (1) 説明会を開催し、説明を行う方法
 - (2) 関係住民等に対し個別に説明を行う方法(自治会長、町内会長等地域の代表者を通じて間接的に説明を行う方法を含む。)
- 10 [条例第24条第3項](#)ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 一般廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法第9条第1項の規定による変更の許可を要しない変更(一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。)を行う場合
 - (2) 産業廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法第15条の2の5第1項の規定に基づく届出又は廃棄物処理法第15条の2の6第1項の規定による変更の許可を要しない変更(産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。)を行う場合
 - (3) 自動車リサイクル施設にあっては、次に掲げる事項の変更を行う場合
 - ア 処理に伴い生ずる産業廃棄物の処理方法
 - イ [別表第4](#)に掲げる事項のいずれにも該当しない事項(廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。)
 - (4) 小規模再生事業施設にあっては、次に掲げる事項の変更に関し該当しない変更を行う場合
 - ア 一般廃棄物の再生に係る事業の内容
 - イ 事業の用に供する小規模再生事業施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要
 - (5) その他処理施設にあっては、次に掲げる事項の変更を行う場合
 - ア 処理に伴い生ずる産業廃棄物の処理方法
 - イ [別表第4](#)に掲げる事項のいずれにも該当しない事項(産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。)
 - (6) 事業者が現に事業活動を営んでいる場所に廃棄物処理施設等の設置等を行う場合
 - (7) 第1号から第5号までに規定する施設であって移動式の廃棄物処理施設等(以下「移動式施設」という。)の設置等を行う場合
- 一部改正〔平成15年規則112号・16年73号・20年53号・23年10号・27年91号〕
- (意見聴取)
- 第17条 [条例第25条](#)の規則で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する事項とする。
- (公表)

第18条 条例第27条第3項(条例第30条第7項)において準用する場合を含む。)の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告に従わない者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
- (2) 勧告に従わない者の住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
- (3) 勧告の内容

一部改正〔平成20年規則53号〕

(設置届等)

第19条 条例第28条の届出は、廃棄物処理施設等工事着手等届出書(様式第15号)又は廃棄物処理施設等廃止(休止、再開)届出書(様式第16号)により行わなければならない。

2 条例第28条ただし書の規則で定める施設は、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。
一部改正〔平成16年規則73号〕

(提出書類の部数及び経由)

第20条 第16条の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、当該書類は、廃棄物処理施設等の設置等の場所を所管する広域振興局長を経由して提出しなければならない。ただし、県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあっては、当該書類の提出部数は1部とし、所管局長の経由を要しない。

2 前条の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1部とし、当該書類は、所管局長(県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあっては、知事)に提出しなければならない。

一部改正〔平成18年規則40号・19年5号・20年53号・22年36号〕

(廃棄物処理施設等の構造基準)

第21条 条例第29条第1項第7号の規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。ただし、移動式施設については、第1号、第2号、第4号、第8号及び第9号の規定は適用しない。

(1) 施設設置事業場の周囲には、みだりに人が立ち入ることを防止するため、ネットフェンス、亜鉛引鉄板等の耐久性を有する素材により、囲いが設けられているとともに、施設設置事業場の出入口には、施錠できる門扉が設けられていること。ただし、すべての施設が屋内に設置され、かつ、入口に施錠できる場合、最終処分場において埋立地に囲いが設けられている場合その他廃棄物処理施設等にみだりに人が立ち入ることを防止できる場合は、この限りでない。

(2) 法令に定めのある場合を除き、施設設置事業場の出入口の見やすい箇所に様式第17号により、産業廃棄物の積替保管施設又は廃棄物の中間処理施設であることを表示する立札等が設けられていること。

(3) 廃棄物処理施設等の外部からの雨水等の流入を防止する開渠その他の設備が設けられていること。

(4) 廃棄物処理施設等からの排水を水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項の公共用水域(以下「公共用水域」という。)に放流する場合にあっては、放流先まで管渠構造であること。ただし、当該廃棄物処理施設等内において排水が溢れるおそれがない場合は、開渠構造とすることができる。

(5) 油水分離槽を設置する場合にあっては、分離された廃油を抜き取ることができる設備及び当該廃油を貯えることができる貯留槽等が設けられていること。

(6) 煙突等から排出される排ガスにより生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。

(7) 施設設置事業場への搬入道路は、大型車両の通行に支障とならない幅員が確保されていること。

(8) 車両に付着した土砂等を洗い落とすことができる洗車設備が設けられていること。ただし、車両に土砂等が付着するおそれがない場合は、この限りでない。

(9) 適切な広さの管理事務所が設けられていること。

一部改正〔平成16年規則73号・20年53号〕

第22条 条例第29条第1項第7号の規則で定める技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

(1) 積替保管施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

ア 保管場所は、原則として産業廃棄物の種類ごとに保管できる構造であること。

イ 保管場所及び選別場所の仕切り壁及び床は、コンクリート構造とし、床面は、亀裂の発生や破損を防止するために十分な厚さであること。ただし、保管又は選別に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

ウ 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物(以下「管理型産業廃棄物」という。)の選別場所には、屋根その他床面に雨水等がかからないようにするための設備(仮設のものを除く。以下「屋根等」という。)が設けられていること。ただし、木くず(生活環境の保全上の支障がないものに限る。)と安定型産業廃棄物の選別場所について、屋根等の設置が著しく困難であり、かつ、当該選別場所において次のすべての基準を満たす構造の設備がある場合は、この限りでない。

(ア) 選別場所の周囲に、積み上げる高さの上限に相当する高さまで囲いが設けられているなど十分な飛散防止措置がなされていること。

(イ) 選別場所の床面は、コンクリート舗装又はアスファルト舗装であること。

(ウ) 選別場所の外部からの雨水等の流入を防止できる開渠その他の設備が設けられていること。

- (エ) 選別場所からの排水を公共水域に放流する場合は、その水質を生活環境の保全上支障が生じないものとするため、沈殿槽その他の排水処理設備が設けられていること。
- エ 選別に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれのある廃棄物(廃油、廃液及びその付着物)(以下「液状等産業廃棄物」という。)の選別場所には、屋根等が設けられていること及び当該選別場所の床面には、防液堤、溜めます等が設けられていること。
- オ 管理型産業廃棄物(液状等産業廃棄物を除く。)の保管場所には、屋根等が設けられていること。ただし、木くずその他生活環境の保全上の支障がない産業廃棄物を保管する場合であって、当該保管場所について、ウ(ア)から(エ)までの規定中「選別場所」とあるのを「保管場所」と読み替えた場合において当該ウ(ア)から(エ)までの規定に定める基準をすべて満たす構造の設備があるときは、この限りでない。
- カ 液状等産業廃棄物の保管場所には、屋根等が設けられていること及び当該保管場所の床面には、防液堤、溜めます等が設けられていること。ただし、屋根等これらの設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による液状物の流出又は地下浸透を防止するために十分な処理能力を有する油水分離槽を設けることその他必要な措置が講じられることが設計計算及び維持管理計画上明らかである場合は、この限りでない。
- (2) 中間処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。なお、中間処理施設において保管又は選別を行う場合にあっては、この号に定めるもののほか、前号の規定を準用する。
- ア 汚泥の脱水施設の技術上の基準は、次のとおりとする。
- (ア) 廃棄物処理施設等が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。
- (イ) 泥の性状の変化に対応して運転できる構造であること。
- イ 汚泥の乾燥施設の技術上の基準は、次のとおりとする。
- (ア) 汚泥の性状に応じ、最適な温度、乾燥時間、風量等を設定し、乾燥できること。
- (イ) 施設から排出されるガス(悪臭を含む。)により生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。
- ウ 汚泥の天日乾燥施設の技術上の基準は、次のとおりとする。
- (ア) 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。
- (イ) 汚泥又は汚泥からの分離液が、直接外部へ流出しない構造であること。
- エ 汚泥、廃油、廃プラスチック類その他の産業廃棄物の焼却施設の技術上の基準は、次のとおりとする。
- (ア) 燃焼に必要な空気の量を調節する機能を有する設備が設けられていること。
- (イ) 廃油の焼却設備にあっては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。
- オ 廃油の油水分離施設の技術上の基準は、次のとおりとする。
- (ア) 事故時における受入設備、油水分離施設及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。
- (イ) 施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。
- カ 廃酸又は廃アルカリの中和施設の技術上の基準は、次のとおりとする。
- (ア) 施設が設置されている床又は地盤面は、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。
- (イ) 廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに中和槽には、攪拌装置及び水素イオン濃度測定装置が設けられていること。
- キ 廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設の技術上の基準は、破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要なフード又は集じん器、散水装置その他の設備が設けられていることとする。
- ク 処理に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれのある廃棄物の処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。
- (ア) 原則として屋根等が設けられている場所に設置されていること。
- (イ) 床面は、コンクリート構造とし、亀裂の発生や破損を防止するために十分な厚さであること。なお、当該作業に重機を使用する場合には、必要に応じて床面の破損防止対策が講じられていること。
- (ウ) 液状物の地下浸透を防止できる構造であること。
- (エ) 液状物の回収装置を備えとともに、作業床面に漏出した液状物は、滞留することなく排水処理設備に流入する構造であること。
- ケ アからクまでに掲げる施設に類似する施設の技術上の基準は、アからクまでに掲げる施設の技術上の基準の例によることとする。
- (3) 最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。
- ア 最終処分場に共通する技術上の基準は、次のとおりとする。
- (ア) 隣接地と必要な保安距離を保つこと。なお、最終処分場を設置することにより隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合は、雨水等が廃棄物と接触しないうちに、速やかに排水できる設備が設けられていること。

(イ) 切土の場合は、原則として^{こう}のり面勾配を別表第5のとおりとし、同一土質からなる場合は、直高5メートルごとに水平距離1メートル以上の小段が設けられ、かつ、直高20メートルごとに水平^{こう}距離2メートル以上の小段が設けられていること。なお、遮水工を施工する場合は、勾配は原則として1:1.5以上であること。

(ウ) 盛土の場合は、原則として、^{こう}盛土勾配は1:2.0とし、直高5メートルごとに水平距離1メートル以上の小段が設けられ、かつ、直高20メートルごとに水平距離5メートル以上の小段が設けられていること。なお、土えん堤の堤頂幅は、3メートル以上とし、遮水工を施工する場合は、遮水の^{こう}施工方法を考慮し勾配を決定すること。

(エ) (イ)及び(ウ)の切土の直高又は盛土の直高を超える場合及び地盤、土質条件等が特異な^{こう}場合は、円弧すべり面法等によるのり面の安定計算を行い、勾配を決定すること。また、小段は、土質の条件、湧水等を考慮して、その境界等に合わせて設けられていること。

(オ) 埋立地以外の切土及び盛土の箇所は、必要に応じ、適正な工法によるのり面保護工を施工するほか、小段排水溝又は縦排水溝を設ける等のり面の安定が図られていること。なお、植生工を採用する場合は、成育に必要な衣土及び肥料を施すこと。

(カ) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。)第1条第2項第10号(同令第2条第2項第3号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び同令第2条第2項第2号ハに規定する周縁の地下水の水質検査を行うための監視用井戸が設けられていること。なお、監視用井戸は、検体採取のために十分な口径を有し、かつ、雨水等の流入を防止できる構造であるとともに、検査のために必要な水量が採取できるものであること。また、井戸の深さは、最初の不透水性地層までとし、当該不透水性地層の上部の地下水の採取が可能な構造であること。

(キ) 最終処分場周辺の沈下等変位のおそれのない位置に、堅牢な構造の基準高が2か所以上^{ろう}設けられていること。

(ク) 最終処分場区域及び埋立区域には、原則として区域杭がすべての変化点に設けられていること。

イ 遮断型最終処分場の技術上の基準は、埋め立てた産業廃棄物の飛散及び雨水等の流入防止のため、上屋が設けられていることとする。

ウ 一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。

(ア) 鉛直遮水工は、グラウト工法、鋼矢板工法等により行われており、不透水性地層に1メートル以上貫入していること。

(イ) 浸出液処理設備の処理能力は、廃棄物の保有水の浸出量と埋立地内の降水量の合計を処理できるものとし、降水量は、20年以上の最大月間平均降雨量の日換算値を基に算定すること。

(ウ) 処理水を放流するための河川その他の放流先が確保されていること。

(エ) 切土のり面等に湧水がある場合は、遮水シート下面に集排水設備を設けるとともに、湧水は、他の排水と分離して排水できる構造とすること。

(オ) 発生するガスを排除するためのガス抜き設備は、埋め立てる廃棄物の性状等により必要に応じ設けることとし、管路式を原則とし、縦管は重機作業等によるずれ及び破損のおそれのない構造であること。なお、ガス抜き設備は、原則として埋立地内の保有水等集排水設備に接続し、ガスは、周辺の生活環境に支障のないよう大気中に放出すること。また、遮水シート下面にガスが発生する場合は、必ずガス抜き設備を設けること。

エ 安定型最終処分場の技術上の基準は、浸透水採取設備の構造が、原則として、堅固で耐久力を

有する材質による井戸構造であることとする。ただし、^{きよ}管渠その他の設備により集水することを妨げない。なお、有孔管の周囲に蛇籠を設置する等埋め立てた廃棄物、覆土材等が混入せずに浸透水を採取でき、かつ、雨水等の流入を防止できる構造とすることとする。

一部改正〔平成16年規則73号・17年29号・20年53号〕

(廃棄物処理施設等の維持管理基準)

第23条 **条例第30条第1項第10号**の規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。ただし、移動式施設については、第1号から第7号までの規定は、適用しない。

(1) 施設設置事業場の周囲の囲い及び門扉は、みだりに人が立ち入るのを防止することができる設備とし、これらの設備が破損した場合は、直ちに補修すること。

(2) 施設設置事業場の出入口は、作業終了後及び作業員が不在のときは、閉鎖し、施錠すること。

(3) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他の必要な措置を講ずるほか、これらの設備が破損した場合は直ちに補修すること。

(4) 廃棄物処理施設等の煙突等から排出されるガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにするとともに、1年に1回以上、定期的に排ガスに関する検査を行うこと。

(5) 洗車設備は、定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は、速やかに除去し、良好な状態にしておくこと。

(6) 廃棄物処理施設等内に外部から雨水等が流入しないよう必要な措置を講ずること。

- (7) 道路事情その他の事由により必要に応じて、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、搬入道路等の安全確保を図ること。
 - (8) 常に廃棄物処理施設等構内及びその周辺の清掃等を行い、美観の保持に努めること。
 - (9) 可燃性の廃棄物を取り扱う場合は、防災計画を策定し、適切な消火設備を設けるとともに、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。
 - 2 条例第30条第3項の施設設置者(以下この条において「施設設置者」という。)は、その設置に係る施設の構造、運転管理、維持管理等を勘案して発生の危険がある事故を想定し、同項に規定する事故防止等措置(以下この条において「事故防止等措置」という。)を講じなければならない。
 - 3 施設設置者は、前項の規定により事故防止等措置を講ずる場合においては、同項の規定に基づき想定した事故の種類に応じ、次に掲げる事項をその内容としなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応に係る責任体制、緊急連絡体制等事故が発生した場合において講じる措置の内容等を記載した手引書等の作成
 - (2) 事故の発生を未然に防止するための措置
 - (3) 事故が発生した場合における生活環境の保全上の支障の発生及び拡大の防止のために必要な対応及び措置
 - (4) その他知事が必要と認める事項
 - 4 施設設置者は、事故防止等措置を講じ、又は変更したときは、事故防止等措置(変更)報告書(様式第18号)により、当該事故防止等措置を講じ、又は変更した日から30日以内に知事に報告しなければならない。
 - 5 前項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1部とし、当該書類は、所管局長(県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあっては、知事)に提出しなければならない。
 - 6 条例第30条第5項の規則で定める設置者は、政令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設の設置者とする。
 - 7 条例第30条第5項の規則で定める周辺居住者等は、第16条第7項に規定する者とする。
 - 8 条例第30条第5項の産業廃棄物処理施設の運営に関する事項で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 産業廃棄物処理施設における次に掲げる事項
 - ア 事業内容(説明を行う日から1年以内に事業の変更を予定している場合は、その変更の計画を含む。)の概要
 - イ 処理する廃棄物等の種類
 - ウ 事業の用に供する施設の種類
 - エ 設置場所及び設置年月日
 - オ 処理能力、構造及び設備の概要
 - カ 維持管理計画
 - (2) 直近の1年間における廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第12条の7の5各号に定める事項
 - (3) その他知事が必要と認める事項
 - 9 条例第30条第5項の規則で定める方法は、第16条第9項に規定する方法とする。
 - 10 施設設置者は、条例第30条第5項の規定による説明を行った場合は、施設運営状況説明報告書(様式第19号)により、当該説明を行った日から30日以内に知事に報告しなければならない。
 - 11 前項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1部とし、当該書類は、所管局長に提出しなければならない。

一部改正〔平成16年規則73号・20年53号・22年36号・23年10号〕
- 第24条 条例第30条第1項第10号の規則で定める技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。
- (1) 積替保管施設の技術上の基準は、次のとおりとする。
 - ア 積替保管施設及び選別施設の床面に亀裂や破損が生じた場合は、直ちに補修すること。
 - イ 産業廃棄物の保管の高さの上限を、保管施設の内壁等に明示すること。
 - ウ 受け入れた産業廃棄物について、産業廃棄物管理票ごとに保管の状況を明確にし、遅滞なく、処分先等に運搬すること。ただし、当該積替保管施設において受け入れた産業廃棄物に混入し、当該産業廃棄物から拾集された物(有償で譲渡できるものに限る。)を除く。
 - エ 管理型産業廃棄物の保管及び選別は、屋根等が設けられている場所において行うこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (ア) 保管場所が第22条第1号オただし書に該当する場合
 - (イ) 選別場所が第22条第1号ウただし書に該当する場合
 - オ 液状等産業廃棄物の保管又は選別は、屋根等が設けられ、かつ、床面に防液堤、溜めます等が設けられた場所において行うこと。ただし、保管場所が第22条第1号カただし書に該当する場合は、この限りでない。
 - (2) 中間処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。なお、中間処理施設において保管又は選別を行う場合にあっては、この号に定めるもののほか、前号エの規定を準用する。
 - ア 汚泥の脱水施設の技術上の基準は、次のとおりとする。
 - (ア) 脱水機の脱水機能低下を防止するため、定期的なろ布及び脱水機の洗浄を行うこと。
 - (イ) 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
 - イ 汚泥の乾燥施設の技術上の基準は、汚泥の性状に応じ、最適な温度、乾燥時間、風量等を設定し、乾燥を行うこととする。

- ウ 汚泥の天日乾燥施設の技術上の基準は、定期的^{きよ}に天日乾燥床、開渠、流入防止堤等を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講ずることとする。
- エ 焼却施設の技術上の基準は、次のとおりとする。
- (ア) 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させること等により炉温を速やかに上昇させること。
- (イ) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を、助燃装置を作動させること等により摂氏800度以上に保つこと。
- (ウ) 運転を停止する場合は、助燃装置を作動させること等により炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。
- (エ) 処理後の燃え殻の熱しゃく減量が、10パーセント以下となるよう焼却すること。なお、燃え殻の熱しゃく減量は、1年に1回以上、定期的に測定すること。
- (オ) 廃油の焼却処理にあつては、施設が設置されている床又は地盤面、流出防止堤その他の設備について定期的に保守点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。
- オ 廃油の油水分離施設の技術上の基準は、廃油が地下に浸透しないよう、施設が設置されている床又は地盤面の亀裂等について定期的に保守点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずることとする。
- カ 廃酸又は廃アルカリの中和施設の技術上の基準は、次のとおりとする。
- (ア) 中和槽内の水素イオン濃度を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調整し、混合を十分に行うこと。
- (イ) 水素イオン濃度計を定期的に洗浄し、及び校正すること。
- (ウ) 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないよう、施設が設置されている床又は地盤面の亀裂等について定期的に保守点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。
- キ 廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設の技術上の基準は、次のとおりとする。
- (ア) 破碎により生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
- (イ) 容器類にあつては、あらかじめ内容物を除去してから破碎すること。
- ク 処理に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれのある廃棄物の処理施設の技術上の基準は、液状物の回収に努めるとともに、回収したものを適切に処分等することとする。
- ケ アからクに掲げる施設に類似する施設の技術上の基準は、アからクまでに掲げる施設の技術上の基準の例によることとする。
- (3) 最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。
- ア 最終処分場に共通する技術上の基準は、次のとおりとする。
- (ア) 最終処分場(安定型最終処分場を除く。)においては、[別表第6](#)に定める項目について、周縁の地下水の水質検査を1月に1回以上、定期的^{きよ}に実施すること。
- (イ) 埋立処分は計画的に行うとともに、搬入された廃棄物について当日に締め固め、整地、覆土等の措置を講ずること。
- (ウ) のり面は、芝等を植栽し、施肥等の管理を行うほか、のり面に小段排水溝又は縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう必要な措置を講ずること。
- (エ) 基準高及び区域杭を定期的に点検し、常に見やすいようにしておくこと。
- (オ) 埋立ての進行状況を把握できる場所を定め、その場所から処分場を3月に1回以上、定期的に写真撮影し、埋立て終了後5年間保管すること。
- イ 遮断型最終処分場の技術上の基準は、埋立地に設けられた上屋を定期的に点検し、上屋の破損又は雨水等の流入のおそれがあると認められる場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講ずることとする。
- ウ 一般廃棄物の最終処分場及び管理型最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。
- (ア) 埋め立てる廃棄物(政令第6条第1項第3号ヲ本文に規定する場合に係るものを除く。)の性状に応じ、廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が発散しないよう適切に中間覆土を行うこと。
- (イ) 中間覆土の施工が支障なく行うことができるよう、常に必要な土砂量を確保すること。
- エ 安定型最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。
- (ア) 埋め立てる廃棄物の性状に応じ、廃棄物が飛散し、又は流出しないよう適切に中間覆土を行うこと。
- (イ) 展開検査は、強雨又は強風時を避けて実施するほか、展開検査結果は、検査の都度記録し、これを3年間保管すること。
- (ウ) 展開検査は、最終処分場内の埋立地以外の場所又は埋立地内部であつて埋立処分及び覆土が終了している場所で行うこととし、廃棄物から液状物が地下に浸透しないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄物からの液状物の流出等に備え、回収マット、土のう等を備えておくとともに、検査により安定型廃棄物以外のものが認められた場合は、回収し、適正に処理すること。
- (エ) 中間覆土の施工が支障なく行うことができるよう、常に必要な土砂量を確保すること。
- 一部改正〔平成16年規則73号・17年29号・20年53号〕

(最終処分場の残余容量の報告)

第25条 最終処分場(廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたものに限る。)の維持管理を行う者は、毎年4月1日現在の残余容量を把握し、廃棄物最終処分場残余容量報告書(様式

第20号)により6月30日までに知事に報告しなければならない。

- 前項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、当該書類は、所管局長を経由して提出しなければならない。

一部改正〔平成19年規則5号・20年53号・22年36号〕

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年11月28日規則第112号抄)

- この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年7月12日規則第73号)

- この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定(自動車リサイクル施設(条例第2条第8号に規定する自動車リサイクル施設をいう。以下同じ。)に係る部分を除く。)、第19条の改正規定、第21条の改正規定(同条第9号中「(廃自動車の解体施設にあつては、必要に応じて設置すること。)」を削る部分を除く。)、第22条第1号ア及び第23条の改正規定、別表第3の改正規定(自動車リサイクル施設に係る部分を除く。)並びに様式第9号、様式第12号、様式第13号及び様式第14号の改正規定は、公布の日から施行する。

- この規則による改正後の循環型地域社会の形成に関する条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月4日規則第4号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第29号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第40号)

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。

- この規則による改正後の循環型地域社会の形成に関する条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則(平成19年2月6日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月18日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規則第53号)

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。

- この規則による改正後の循環型地域社会の形成に関する条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則(平成20年11月28日規則第84号)

- この規則は、平成20年12月1日から施行する。

- この規則による改正前の岩手県規則(以下「改正前規則」という。)の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。

- 改正前規則の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成22年3月31日規則第36号)

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。

- この規則による改正前の岩手県規則(以下「改正前規則」という。)の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。

- 改正前規則の様式による用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成23年3月25日規則第10号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年10月28日規則第91号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第32号)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。

- この規則の施行前にした循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号)第19条第1項の違反行為に対する同項の規則で定める基準の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成31年4月26日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年6月28日規則第6号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日規則第8号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日規則第9号)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に作成する報告書等について適用し、同日前に作成した報告書等については、なお従前の例による。

別表目次

- 別表第1 岩手県再生資源利用認定製品品質基準
- 別表第2 行政処分基準
- 別表第3 事前協議書に添付する書類及び図面
- 別表第4 住民説明を要する変更の内容
- 別表第5 切土ののり面勾配
- 別表第6 監視用井戸の水質検査項目

別表第1(第4条関係)

岩手県再生資源利用認定製品品質基準

品質及び安全性に関する基準	<p>1 次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>(1) 産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格</p> <p>(2) 公益財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品認定基準</p> <p>(3) 建築工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)に定める規格等</p> <p>(4) 岩手県土木工事共通仕様書に定める規格等</p> <p>(5) その他認定製品の規格等として知事が適当と認めるもの</p> <p>2 1の(3)から(5)までの規格等に適合する製品にあつては、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 廃棄物処理法第2条第3項の特別管理一般廃棄物又は同条第5項の特別管理産業廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>(2) 土壌に溶出する可能性のあるものについては、溶出試験結果が環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の土壌の汚染に係る環境基準に適合していること。</p> <p>(3) その他当該製品について適用される関係法令等を遵守していること。</p>
再生資源の配合率	<p>1 エコマーク商品認定基準に定めのある製品については、エコマーク商品認定基準で定める配合率の基準をおおむね満たしていること(エコマーク商品認定基準で定める配合率の基準が岩手県グリーン購入基本方針(平成14年3月26日岩手県環境生活部制定)で定める配合率の基準を下回る場合を除く。)</p> <p>2 エコマーク商品認定基準に定めのない製品であつて岩手県グリーン購入基本方針に定めのある製品及びエコマーク商品認定基準で定める配合率の基準が岩手県グリーン購入基本方針で定める配合率の基準を下回る製品については、岩手県グリーン購入基本方針で定める配合率の基準を満たしていること。</p> <p>3 エコマーク商品認定基準及び岩手県グリーン購入基本方針のいずれにも定めのない製品については、学識経験を有する者等の意見を聴いて知事が適当と認める再生資源の配合率の基準を満たしていること。</p>

一部改正〔平成20年規則84号・27年91号・令和元年6号〕

別表第2(第12条関係)

行政処分基準

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反			
無許可営業	第7条第1項	許可を受けないで一般廃棄物の収集又は運搬を業として行った場合	100
	第7条第6項	許可を受けないで一般廃棄物の処分を業として行った場合	
	第14条第1項	許可を受けないで産業廃棄物の収集又は運搬を業として行った場合	
	第14条第6項	許可を受けないで産業廃棄物の処分を業として行った場合	
	第14条の4第1項	許可を受けないで特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行った場合	
	第14条の4第6項	許可を受けないで特別管理産業廃棄物の処分を業として行った場合	
不正手段による営業許可取得	第7条第1項	不正の手段により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の営業許可を受けた場合	
	第7条第2項		
	第7条第6項		
	第7条第7項		

	第14条第1項	不正の手段により、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の営業許可を受けた場合
	第14条第2項	
	第14条第6項	
	第14条第7項	
	第14条の4第1項	不正の手段により、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の営業許可を受けた場合
	第14条の4第2項	
	第14条の4第6項	
	第14条の4第7項	
無許可変更	第7条の2第1項	一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が許可を受けずに事業の範囲を変更した場合
	第14条の2第1項	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が許可を受けずに事業の範囲を変更した場合
	第14条の5第1項	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が許可を受けずに事業の範囲を変更した場合
不正手段による 変更許可取得	第7条の2第1項	不正の手段により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲変更許可を受けた場合
	第14条の2第1項	不正の手段により、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲変更許可を受けた場合
	第14条の5第1項	不正の手段により、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲変更許可を受けた場合
事業の停止命令 等違反	第7条の3	法又は法に基づく処分に違反した一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者に出された事業停止命令等に違反した場合
	第14条の3	法又は法に基づく処分に違反した産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に出された事業停止命令等に違反した場合
	第14条の6	法又は法に基づく処分に違反した特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者に出された事業停止命令等に違反した場合
措置命令違反	第19条の4第1項	一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合
	第19条の4の2第1項	一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合
	第19条の5第1項	産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合
	第19条の6第1項	排出事業者等が産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合
委託基準違反	第6条の2第6項	事業者が一般廃棄物の委託基準に違反した場合
	第12条第5項	事業者が産業廃棄物の委託基準に違反した場合
	第12条の2第5項	事業者が特別管理産業廃棄物の委託基準に違反した場合
名義貸しの禁止	第7条の5	一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者が自己の名義をもって他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた場合
	第14条の3の3	産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者が自己の名義をもって他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた場合

		業者が自己の名義をもって他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた場合
	第14条の7	特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者が自己の名義をもって他人に特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた場合
処理施設の無許可設置	第8条第1項	一般廃棄物処理施設の設置に当たって許可を受けなかった場合
	第15条第1項	産業廃棄物処理施設の設置に当たって許可を受けなかった場合
不正手段による処理施設の設置許可取得	第8条第1項	不正の手段により、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた場合
	第15条第1項	不正の手段により、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた場合
処理施設の構造等の無許可変更	第9条第1項	一般廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更に当たって許可を受けなかった場合(省令で定める軽微な変更であるときを除く。)
	第15条の2の6第1項	産業廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更に当たって許可を受けなかった場合(省令で定める軽微な変更であるときを除く。)
不正手段による処理施設の構造等の変更許可取得	第9条第1項	不正の手段により、一般廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更許可を受けた場合
	第15条の2の6第1項	不正の手段により、産業廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更許可を受けた場合
廃棄物の輸出確認違反	第10条第1項	環境大臣の確認を受けないで、一般廃棄物を輸出した場合
	第15条の4の7第1項	環境大臣の確認を受けないで、産業廃棄物を輸出した場合
受託禁止違反	第14条第15項	許可を受けないで、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託した場合
	第14条の4第15項	許可を受けないで、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託した場合
投棄禁止違反	第16条	廃棄物をみだりに捨てた場合
焼却禁止違反	第16条の2	廃棄物を焼却した場合(第16条の2に掲げる方法による場合を除く。)
指定有害廃棄物の処理禁止違反	第16条の3	指定有害廃棄物を保管、収集、運搬又は処分した場合(第16条の3に掲げる方法による場合を除く。)
廃棄物の輸出確認違反未遂	第10条第1項	環境大臣の許可を受けないで、一般廃棄物を輸出する行為に着手した場合
	第15条の4の7第1項	環境大臣の許可を受けないで、産業廃棄物を輸出する行為に着手した場合
投棄禁止違反未遂	第16条	廃棄物をみだりに捨てる行為に着手した場合
焼却禁止違反未遂	第16条の2	廃棄物を焼却する行為に着手した場合(第16条の2に掲げる場合を除く。)
委託基準違反、再委託禁止違反	第6条の2第7項	事業者が一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、政令で定める基準に従わない場合
	第7条第14項	一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が収集若しくは運搬又は処分を他人に委託した場合
	第12条第6項	事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、政令で定める基準に従わない場合
	第12条の2第6項	事業者が特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、政令で定める基準に従わない場合
	第14条第16項	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分

		業者が収集若しくは運搬又は処分を他人に委託した場合（政令で定める再委託処理基準に従って委託する場合その他省令で定める場合を除く。）	
	第14条の4第16項	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が収集若しくは運搬又は処分を他人に委託した場合（政令で定める再委託処理基準に従って委託する場合その他省令で定める場合を除く。）	
処理施設改善命令等違反	第9条の2	一般廃棄物処理施設の改善命令等に従わない場合	
	第15条の2の7	産業廃棄物処理施設の改善命令等に従わない場合	
改善命令違反	第19条の3	事業者又は処理業者が改善命令に従わない場合	
事業を廃止した者等に対する措置命令違反	第19条の10第1項	事業を廃止した者等が一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準に適合しない保管を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
	第19条の10第2項	事業を廃止した者等が産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない保管を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
処理施設の無許可譲受け等	第9条の5第1項	許可を受けないで、一般廃棄物処理施設の譲受け、又は借受けを行った場合	
	第15条の4	許可を受けないで、産業廃棄物処理施設の譲受け、又は借受けを行った場合	
国外廃棄物の輸入禁止違反	第15条の4の5第1項	環境大臣の許可を受けないで、産業廃棄物を輸入した場合	
輸入許可条件違反	第15条の4の5第4項	産業廃棄物の輸入許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反した場合	
投棄禁止違反目的収集運搬	第16条	廃棄物をみだりに捨てる目的で、収集又は運搬をした場合	
焼却禁止違反目的収集運搬	第16条の2	廃棄物を焼却する目的で、収集又は運搬をした場合（第16条の2に掲げる方法による場合を除く。）	
廃棄物の輸出確認違反予備	第10条第1項	環境大臣の確認を受けないで、一般廃棄物を輸出する目的で準備をした場合	
	第15条の4の7第1項	環境大臣の確認を受けないで、産業廃棄物を輸出する目的で準備をした場合	
産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）未交付等	第12条の3第1項	管理票を交付せず、又は法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして交付した場合	90
	第15条の4の7第2項		
	第12条の3第3項前段	運搬受託者が管理票交付者に管理票の写しを送付せず、又は法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した場合	
	第12条の3第3項後段	運搬受託者が処分委託者に管理票を回付しなかった場合	
	第12条の3第4項	処分受託者が管理票の写しを管理票交付者に送付せず、又は法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した場合	
	第12条の3第5項		
第12条の5第6項			
管理票保存義務違反	第12条の3第2項	管理票交付者がその交付した管理票の写しを保存しなかった場合	
	第12条の3第6項	管理票交付者が送付された管理票の写しを保存しなかった場合	
	第12条の3第9項	運搬受託者が管理票又はその写しを保存しなかった場合	
	第12条の3第10項	処分受託者が管理票を保存しなかった場合	
管理票の虚偽記載等	第12条の4第1項	産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者が受	

		託していないものについて、虚偽の記載をして管理票を交付した場合	
受取禁止違反	第12条の4第2項	管理票の交付を受けないで産業廃棄物の引渡しを受けた場合	
虚偽管理票写し送付・虚偽報告	第12条の4第3項	運搬受託者又は処分受託者が受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないものについて管理票交付者に管理票の写しを送付し、又は情報処理センターに報告をした場合	
	第12条の4第4項	処分受託者が受託した産業廃棄物の処分に係る中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の管理票の写しの送付又は通知を受けていないものについて管理票交付者に管理票の写しを送付し、又は情報処理センターに報告をした場合	
虚偽登録等	第12条の5第1項	電子情報処理組織使用義務者が情報処理センターに虚偽の登録をした場合	
	第12条の5第2項	電子情報処理組織使用事業者が情報処理センターに虚偽の登録をした場合	
	第12条の5第3項	運搬受託者又は処分受託者が情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告をした場合	
	第12条の5第4項	処分受託者が情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告をした場合	
	第15条の4の7第2項	国外廃棄物を輸入した者が情報処理センターに虚偽の登録をした場合	
管理票に係る勧告に係る措置命令違反	第12条の6第3項	管理票に係る勧告に係る措置命令に違反した場合	
土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反	第15条の19第4項	廃棄物が地下にある土地で知事が指定した区域(以下「指定区域」という。)における土地形質変更届出に関して出された計画変更命令に違反した場合	
	第19条の11第1項	指定区域における土地形質変更届出に関して生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る変更命令等違反	第9条の3の3第3項	市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設の設置に係る届出(変更の届出を含む。)に対する変更命令等に違反した場合	
	第9条の3の3第3項	市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設に対する改善命令等に違反した場合	
事故時の応急措置命令違反	第21条の2第2項	特定処理施設の設置者が当該特定処理施設の事故に関して生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
処理施設使用前受検義務違反	第8条の2第5項	一般廃棄物処理施設に係る検査を受ける前に施設を使用した場合	60
	第9条第2項	処理能力や構造等を変更した一般廃棄物処理施設に係る検査を受ける前に当該施設を使用した場合	
	第15条の2第5項	産業廃棄物処理施設に係る検査を受ける前に当該施設を使用した場合	
	第15条の2の6第2項	処理能力、構造等を変更した産業廃棄物処理施設に係る検査を受ける前に当該施設を使用した場合	
定期検査受検義務違反	第8条の2の2第1項	一般廃棄物処理施設の定期検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合	
	第15条の2の2第1項	産業廃棄物処理施設の定期検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合	
非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特	第9条の3の3第1項	市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	30

例に係る届出義務違反	第9条の3の3第3項	市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
事業場外保管事前届出義務違反	第12条第3項	産業廃棄物を生ずる事業場の外に保管するときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
	第12条の2第3項	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外に保管するときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
土地形質変更事前届出義務違反	第15条の19第1項	指定区域において届出をせずに土地形質を変更し、又は虚偽の届出をした場合
通知義務違反	第14条第13項	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が収集、運搬又は処分が困難になったときに、通知せず、又は虚偽の通知をした場合
	第14条の2第4項	産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知せず、又は虚偽の通知をした場合
	第14条の3の2第3項	産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を取り消された者であって当該許可に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知せず、又は虚偽の通知をした場合
	第14条の4第13項	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が収集、運搬又は処分が困難になったときに、通知せず、又は虚偽の通知をした場合
	第14条の5第4項	特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知せず、又は虚偽の通知をした場合
	第14条の6	特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を取り消された者であって当該許可に係る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知せず、又は虚偽の通知をした場合
通知保存義務違反	第14条第14項	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が通知の写しを保存しなかった場合
	第14条の2第5項	産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知の写しを保存しなかった場合
	第14条の3の2第4項	産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を取り消された者であって当該許可に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知の写しを保存しなかった場合
	第14条の4第14項	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が通知の写しを保存しなかった場合
	第14条の5第5項	特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知の写しを保存しなかった場合
	第14条の6	特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を取り消された者であって当該許可に係る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知の写しを保存しなかった場合
帳簿備付け保存	第7条第15項	事業者及び廃棄物処理業者が帳簿を備えず、

等義務違反	第7条第16項	若しくは帳簿に法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった場合
	第12条第13項	
	第12条の2第14項	
	第14条第17項	
	第14条の4第18項	
処理業廃止、変更届出義務違反	第7条の2第3項	一般廃棄物処理業者がその事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他省令で定める事項を変更したときに、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
	第14条の2第3項	産業廃棄物処理業者がその事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他省令で定める事項を変更したときに、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
	第14条の5第3項	
処理施設の廃止等届出義務違反	第9条第3項	一般廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
	第15条の2の6第3項	産業廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
最終処分場埋立処分終了届出義務違反	第9条第4項	一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
	第15条の2の6第3項	産業廃棄物最終処分場の埋立処分終了の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
処理施設の相続届出義務違反	第9条の7第2項	一般廃棄物処理施設の相続の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
	第15条の4	産業廃棄物処理施設の相続の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
処理施設の維持管理事項記録等違反	第8条の4	一般廃棄物処理施設(無害化処理の用に供する施設を含む。)の維持管理に関し省令で定める事項を記録せず、若しくは備え置かず、又は閲覧させない場合
	第9条の10第8項	
	第15条の2の4	産業廃棄物処理施設(無害化処理の用に供する施設を含む。)の維持管理に関し省令で定める事項を記録せず、若しくは備え置かず、又は閲覧させない場合
	第15条の4の4第3項	
処理責任者等設置義務違反	第12条第8項	産業廃棄物処理施設が設置されている事業場に産業廃棄物処理責任者を置かない場合
	第12条の2第8項	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場に特別管理産業廃棄物管理責任者を置かない場合
報告義務違反	第18条第1項	事業者、一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者、一般廃棄物処理施設設置者又は産業廃棄物処理施設設置者が求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
	第18条第2項	産業廃棄物の輸出又は輸入に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
立入検査拒否妨害忌避	第19条第1項	都道府県又は市町村職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合
	第19条第2項	国の職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合
技術管理者設置義務違反	第21条第1項	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に技術管理者を置かない場合
事業場外保管事後届出義務違反	第12条第4項	産業廃棄物を生ずる事業場の外に保管したときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
	第12条の2第4項	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外に保管したときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
土地形質変更事後届出義務違反	第15条の19第2項	指定区域内において既に土地の形質変更に着手しているときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
	第15条の19第3項	非常災害時に指定区域内において土地の形質変更をしたときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

処理計画提出義務違反	第12条第9項	産業廃棄物の多量排出事業者が処理計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した場合	
	第12条の2第10項	特別管理産業廃棄物の多量排出事業者が処理計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した場合	
処理計画実施状況報告義務違反	第12条第10項	産業廃棄物の多量排出事業者が処理計画の実施状況の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
	第12条の2第11項	特別管理産業廃棄物の多量排出事業者が処理計画の実施状況の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
名称使用禁止違反	第20条の2第3項	登録を受けずに登録廃棄物再生事業者という名称を用いた場合	
基準不適合	第14条第5項第1号	産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者の能力が法に定める基準に適合せず、改善が困難と認められる場合	100
	第14条第10項第1号		
	第14条の4第5項第1号		
	第14条の4第10項第1号		
欠格要件該当	第14条第5項第2号	産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が欠格要件に該当する場合	100
許可条件違反	第14条第11項	産業廃棄物処理業の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反した場合	30
	第14条の4第11項	特別管理産業廃棄物処理業の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反した場合	
2 循環型地域社会の形成に関する条例違反			
措置命令等違反	第20条第7項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された措置命令に違反した場合	80
	第20の3第1項	廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入停止命令に違反した場合	
	第23条第3項	不適正処理関与者に対する命令に違反した場合	
報告義務違反・虚偽報告	第20条第2項	廃棄物等の保管等又は放置に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	30
	第20条第6項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された調査命令の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
	第31条第1項	再生資源を利用した製品の製造、廃棄物等の処理、廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理又は施設設置者における事故防止等措置若しくは周辺居住者等への説明の状況等に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
立入検査等拒否妨害忌避	第20条第2項	職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	
	第31条第1項		
改善命令等違反	第20条第5項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された調査命令に違反した場合	
	第21条第6項	建設資材廃棄物の適正処理に関して出された措置命令に違反した場合	
	第29条第2項	条例に定める廃棄物処理施設等の構造基準に関する改善命令に違反した場合	
	第30条第2項	条例に定める廃棄物処理施設等の維持管理に関する改善命令に違反した場合	
3 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例違反			
措置命令等違反	第21条の2第7項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された措置命令に違反した場合	80
	第21条の4第1項	廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入停止命令に違反した場合	
	第21条の7第3項	不適正処理関与者に対する命令に違反した場	

報告義務違反・虚偽報告	第21条の2第2項	合 廃棄物等の保管等又は放置に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	30
	第21条の2第6項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された調査命令の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
	第30条の4	廃棄物等の処理、廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理又は施設設置者における事故防止等措置若しくは周辺居住者等への説明の状況等に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
立入検査等拒否 妨害忌避	第21条の2第2項	職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	
	第31条第1項		
改善命令等違反	第21条の2第5項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された調査命令に違反した場合	
	第21条の5第6項	建設資材廃棄物の適正処理に関して出された措置命令に違反した場合	
	第21条の13第2項	条例に定める廃棄物処理施設等の構造基準に関する改善命令に違反した場合	
	第21条の14第2項	条例に定める廃棄物処理施設等の維持管理に関する改善命令に違反した場合	
4 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成14年岩手県条例第74号)違反			
立入検査等拒否 妨害忌避	第6条第1項	職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	30

一部改正〔平成15年規則112号・17年29号・18年40号・20年53号・23年10号・27年91号・30年32号・令和2年8号〕

別表第3(第16条関係)

事前協議書に添付する書類及び図面

番号	項目	新規			変更			譲受け又は借受け		
		積替保管施設	中間処理施設	最終処分場	積替保管施設	中間処理施設	最終処分場	積替保管施設	中間処理施設	最終処分場
1	事業計画書(様式第8号(1))	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	排出事業者名簿(様式第8号(2))	○	○	○	※	※	※	○	○	○
3	処理委託先処理業者名簿(様式第8号(3))	○	○	○	※	※	※	○	○	○
4	廃棄物処理施設等設置等事前説明結果書(様式第9号)	○	●	○	■	■	■	○	●	○
5	廃棄物処理施設等設置等周辺生活環境調査結果書(様式第10号(1))	○	●	○	■	■	■	○	●	○
6	生活環境の保全上留意すべき事項等(様式第10号(2))	○	●	○	■	■	■	○	●	○
7	廃棄物処理施設等変更設備等対照表(様式第11号)	—	—	—	○	○	○	—	—	—
8	積替え・積替えのための保管施設計画書(様式第12号)	○	—	—	※	—	—	—	—	—
9	中間処理施設計画書(様式第13号)	—	○	—	—	※	—	—	—	—
10	最終処分場計画書(様式第14号)	—	—	○	—	—	※	—	—	—
11	出入口への表示立札(様式第17号)	○	○	—	※	※	—	—	—	—
12	位置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	見取図	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	構造図	○	○	○	※	※	※	—	—	—
15	土地の登記事項証明書	○	○	○	※	※	※	○	○	○
16	公図	○	○	○	※	※	※	○	○	○
17	施設設置事業場用地の現況写真	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	求積図	○	○	○	※	※	※	—	—	—

19	賃貸借契約書の写し	○	○	○	※	※	※	○	○	○
20	施設設置事業場平面図	○	○	○	※	※	※	○	○	○
21	施設設置事業場縦横断図	○	○	○	※	※	※	—	—	—
22	処理工程図	○	○	○	※	※	※	—	—	—
23	現況平面図	—	—	○	—	—	※	—	—	—
24	配置平面図	—	—	○	—	—	※	—	—	—
25	埋立平面図	—	—	○	—	—	※	—	—	—
26	横断図	—	—	○	—	—	※	—	—	—
27	縦断図	—	—	○	—	—	※	—	—	—
28	地質調査報告書(地質柱状図、透水係数計算書を含む。)	—	—	○	—	—	※	—	—	—
29	事業計画工程書	—	—	○	—	—	※	—	—	—
30	設計計算書・仕様書	○	○	○	※	※	※	—	—	—
31	管理体制系統図	○	○	○	※	※	※	○	○	○
32	運転管理仕様書	○	○	○	※	※	※	○	○	○
33	保管計画図	○	○	—	※	※	—	—	—	—
34	保管面積・保管容量計算書	○	○	—	※	※	—	—	—	—
35	実証試験結果及びその評価	◇	◇	◇	※	※	※	—	—	—
36	標準作業書	▲	▲	—	※	※	—	▲	▲	—

備考1 事前協議の内容及び廃棄物処理施設等の種類に応じて、○印の付された書類等を添付すること。

- 2 ※印の付された書類等については、内容に変更がある場合に限り、添付すること。
- 3 ●印の付された書類等については、移動式施設に係る事前協議においては添付を要しないこと。
- 4 ■印の付された書類等については、第16条第10項の場合には添付を要しないこと。
- 5 廃棄物処理施設等を譲り受け、又は借り受ける場合にあっては、廃棄物処理施設等の許可証(廃棄物処理法第8条第1項及び第15条第1項の許可を要する場合に限る。)、産業廃棄物処理業の許可証、譲渡契約書等の写しを添付すること。
- 6 解体業の用に供する自動車リサイクル施設については積替保管施設に、破砕業の用に供する自動車リサイクル施設については中間処理施設に準じて書類等を添付すること。
- 7 施設設置事業場縦横断図については、土木工事(造成工事)がある場合に限り、添付すること。
- 8 ◇印の付された書類等については、これまで岩手県内において廃棄物の処理に用いられたことがない構造又は処理方法により廃棄物を処理する施設を設置しようとする場合に限り、添付すること。
- 9 ▲印の付された書類等については、自動車リサイクル施設に係る事前協議である場合に限り、添付すること。

全部改正〔平成16年規則73号〕、一部改正〔平成17年規則4号・20年53号〕

別表第4(第16条関係)

住民説明を要する変更の内容

自動車リサイクル施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 処理能力に係る変更であって、当該変更により当該処理能力が10パーセント以上変更されるに至るもの 2 主要な設備(破砕業の施設に係る保管設備を除く。)に係る変更又は設計計算上達成することのできる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなる変更
その他処理施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 処理能力に係る変更であって、当該変更により当該処理能力が10パーセント以上変更されるに至るもの 2 位置又は処理方式 3 構造及び設備に係る変更であって次の(1)から(14)までに掲げる施設の種類に応じ(1)から(14)までに掲げる設備に係るもの又は設計計算上達成することのできる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなる変更 <ol style="list-style-type: none"> (1) 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル以下のもの 脱水機 (2) 汚泥の乾燥施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル(天日乾燥施設にあっては、100立方メートル)以下のもの 乾燥設備 (3) 汚泥(ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼

却施設であって、次のいずれにも該当しないもの 焼却室
 ア 1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの
 イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの
 ウ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

(4) 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル以下のもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号の廃油処理施設を除く。) 油水分離設備

(5) 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。) 焼却室

ア 1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの
 イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの
 ウ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

(6) 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50立方メートル以下のもの 中和槽

(7) 廃プラスチック類の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの 破碎機

(8) 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの 焼却室

ア 1日当たりの処理能力が100キログラムを超えるもの
 イ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

(9) 産業廃棄物の焼却施設((3)、(5)及び(8)に掲げるものを除く。)であって、次のいずれにも該当しないもの 焼却室

ア 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの
 イ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

(10) 木くずの破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの 破碎機

(11) 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの 破碎機

(12) 工作物の除去に伴って生じたアスファルトの熱解砕施設 熱解砕機

(13) 動物のふん尿又は有機汚泥の堆肥化施設 発酵設備

(14) (1)から(13)までに掲げる施設以外の処理施設 主要な設備(中間処理施設に係る保管設備を除く。)

4 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量(排出の方法又は量の増大に係る変更の場合に限る。)又は処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)

5 維持管理に関する計画に係る事項

(1) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値(当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもののみを行う場合を除く。)

(2) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

(3) (1)及び(2)のほか、維持管理に関する事項

一部改正〔平成20年規則53号・25年7号〕

別表第5(第22条関係)

こう
切土ののり面勾配

地山の土質	切土高	こう 勾配
硬岩 中硬岩	一段5メートル以下	1:1.0以上
軟岩 砂 砂質土 砂利又は岩塊まじりの砂質土(玉石)		1:1.5以上

粘性土等 岩塊又は玉石まじりの粘性土		
-----------------------	--	--

備考1 のり面は無処理又は植生工程度の保護工を前提としたものであること。

2 土質構成などにより単一勾配こうとしなこうときは、勾配こうの変化点には小段を設けること。

3 小段には若干の勾配こうを設けること。

別表第6(第24条関係)

監視用井戸の水質検査項目

項目	
1	水素イオン濃度
2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
3	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)
4	大腸菌群
5	一般細菌
6	色度
7	濁度

一部改正〔平成17年規則29号〕

様式目次

- 様式第1号 岩手県再生資源利用認定製品認定証(第4条第3項)
- 様式第2号 岩手県再生資源利用認定製品認定申請書(第4条の2第1項)
- 様式第2号の2 岩手県再生資源利用認定製品認定更新申請書(第4条の3第1項)
- 様式第3号 岩手県再生資源利用認定製品変更届出書(第5条)
- 様式第3号の2 岩手県再生資源利用認定製品廃止届出書(第5条第2項)
- 様式第4号 建設資材廃棄物処理方法等届出書(第14条第2項)
- 様式第5号 建設資材廃棄物処理方法等変更届出書(第14条第3項)
- 様式第6号 通知書(第14条第5項)
- 様式第7号 廃棄物処理施設等設置等(変更)事前協議書(第16条第1項)
- 様式第8号(1) 事業計画書(第16条第4項)
- 様式第8号(2) 排出事業者名簿(第16条第4項)
- 様式第8号(3) 処理委託先処理業者名簿(第16条第4項)
- 様式第9号 廃棄物処理施設等設置等事前説明結果書(第16条第4項)
- 様式第10号(1) 廃棄物処理施設等設置等周辺生活環境調査結果書(第16条第4項)
- 様式第10号(2) 生活環境の保全上留意すべき事項等(第16条第4項)
- 様式第11号 廃棄物処理施設等変更設備等対照表(第16条第4項)
- 様式第12号 積替え・積替えのための保管施設計画書(第16条第4項)
- 様式第13号 中間処理施設計画書(第16条第4項)
- 様式第14号 最終処分場計画書(第16条第4項)
- 様式第15号 廃棄物処理施設等工事着手等届出書(第19条第1項)
- 様式第16号 廃棄物処理施設等廃止(休止、再開)届出書(第19条第1項)
- 様式第17号 (第21条)
- 様式第18号 事故防止等措置(変更)報告書(第23条第4項)
- 様式第19号 施設運営状況説明報告書(第23条第10項)
- 様式第20号 廃棄物最終処分場残余容量報告書(第25条)

一部改正〔平成16年規則73号・20年53号・令和4年9号〕

様式第1号(第4条関係)

認定番号第 号

岩手県再生資源利用認定製品認定証

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

循環型地域社会の形成に関する条例第10条第1項の規定に基づき、認定を受けた製品であることを証する。

年 月 日

岩手県知事 印

製 品 名	
品 目 名	
原材料となる再生資源名	
製造する事業所	名 称
	所在地
認定の有効期限	年 月 日

(A 4)

岩手県知事 様

申請者 住所
 氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地
 及び名称並びに代表者の氏名)
 担当者名
 連絡先電話番号 () —

岩手県再生資源利用認定製品認定申請書

岩手県再生資源利用認定製品の認定を受けたいので、循環型地域社会の形成に関する
 条例第10条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1	品 目 名	
2	製 品 名	
3	製 品 の 価 格	(消費税及び地方消費税の額を除く。)
4	年 間 生 産 (販 売) 予 定 量	
5	製造する事業所	所 在 地
		名 称
6	販 売 場 所	
7	製 品 の 寸 法・重 量 等	
8	製品の原材料と なる再生資源等の 状況	再生資源の名称
		発 生 場 所
		使 用 割 合
		その他参考事項
9	製 品 の 主 な 仕 様	
10	関係法令又は品質及び安全性に 関する基準並びに適合状況(許可番号 等)	
11	J I S又はエコマーク取得の有無 (取得している場合は、その番号)	有 J I S 番号 無 エコマーク 番号
12	製 品 の 特 質 (品 質、安 全 性 等)	
13	製造に当たつての環境保全上の配 慮及び効果	
14	そ の 他 参 考 事 項	

- 備考1 「1 品目名」欄には、製品の類型を記載してください。
 2 「2 製品名」欄には、製品の名称を記載してください。
 3 再生資源以外の原材料を使用する場合には、8の「その他参考事項」欄に当該
 原材料を記載してください。

その内容を記載してください。

- 4 「10 関係法令又は品質及び安全性に関する基準並びに適合状況（許可番号等）」欄には、当該製品の生産及び販売に必要な免許、許可等について定められた法令又は団体による基準等をすべて記載するとともに、許可番号等を記載するほか、適合していることを証する書類を添付してください。
- 5 「13 製造に当たっての環境保全上の配慮及び効果」欄には、再生資源の利用過程又は製品の製造過程において、環境への負荷の低減に配慮している事項を記載してください。
- 6 申請時点において製品を販売していない場合には、「14 その他参考事項」の欄に販売予定年月日を記載してください。
- 7 次の書類等を添付してください。
 - (1) 製品又は製品の見本
 - (2) 当該製品の説明書
 - (3) 製品製造フロー図
 - (4) 認定の基準に適合していることを証する書類
 - (5) 会社案内、パンフレット等

(A4)

一部改正〔令和4年規則9号〕
様式第2号の2(第4条の3関係)

岩手県知事 様

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び商号又は名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

岩手県再生資源利用認定製品認定更新申請書

岩手県再生資源利用認定製品の認定を更新したいので、循環型地域社会の形成に関する条例第10条第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1	品 目 名	
2	製 品 名	
3	製 品 の 価 格 (消費税及び地方消費税の額を除く。)	
4	年 間 生 産 (販 売) 予 定 量	
5	製造する事業所	所 在 地
		名 称
6	販 売 場 所	
7	製 品 の 寸 法・重 量 等	
8	製品の原材料となる再生資源等の状況	再生資源の名称
		発 生 場 所
		使 用 割 合
		その他参考事項
9	製 品 の 主 な 仕 様	
10	関係法令又は品質及び安全性に関する基準並びに適合状況(許可番号等)	
11	J I S又はエコマーク取得の有無 (取得している場合は、その番号)	有 J I S 番号 無 エコマーク 番号
12	製 品 の 特 質 (品質、安全性等)	
13	製造に当たっての環境保全上の配慮及び効果	
14	そ の 他 参 考 事 項	

備考1 「1 品目名」欄には、製品の類型を記載してください。

2 「2 製品名」欄には、製品の名称を記載してください。

3 再生資源以外の原材料を使用する場合には、8の「その他参考事項」欄に当該原材料名を記載してください。

- 4 「10 関係法令又は品質及び安全性に関する基準並びに適合状況（許可番号等）」欄には、当該製品の生産及び販売に必要な免許、許可等について定められた法令又は団体による基準等をすべて記載するとともに、許可番号等を記載するほか、適合していることを証する書類を添付してください。
- 5 「13 製造に当たっての環境保全上の配慮及び効果」欄には、再生資源の利用過程又は製品の製造過程において、環境への負荷の低減に配慮している事項を記載してください。
- 6 次の書類等を添付してください。（前回の申請から変更がない場合は、添付を省略することができます。）
- (1) 製品又は製品の見本
 - (2) 当該製品の説明書
 - (3) 製品製造フロー図
 - (4) 認定の基準に適合していることを証する書類
 - (5) 会社案内、パンフレット等

(A4)

追加〔平成20年規則53号〕、一部改正〔令和4年規則9号〕
様式第3号(第5条関係)

岩手県知事 様

届出者 住所
 氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地
 及び名称並びに代表者の氏名)
 担当者名
 連絡先電話番号 () —

岩手県再生資源利用認定製品変更届出書

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり
 届け出ます。

認定を受けた年月日及び番号		年 月 日 第 号	
認定製品の名称			
変更の内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			

注 上記の欄に記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

(A4)

一部改正〔平成20年規則53号・令和4年9号〕
 様式第3号の2(第5条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び商号又は名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

岩手県再生資源利用認定製品廃止届出書

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

認定を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定製品の名称	
廃止の理由	
製造廃止年月日	

(A4)

追加〔平成20年規則53号〕、一部改正〔令和4年規則9号〕
様式第4号(第14条関係)

広域振興局長
様
市長

届出者 氏名
住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び商号又は名称並びに代表者の氏名)
郵便番号
電話番号

建設資材廃棄物処理方法等届出書

循環型地域社会の形成に関する条例第21条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 工事の名称
- 2 工事の場所
- 3 再生、処分等が完了する予定年月日
- 4 再生、処分等の方法

(1) 処分を委託する場合

建設資材廃棄物の種類	委託先の名称	所在地	許可番号等

備考1 「建設資材廃棄物の種類」欄には、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートが廃棄物となったものを記載してください。

2 「委託先の名称」欄及び「所在地」欄には、建設資材廃棄物の処分を委託した中間処理業者又は最終処分業者について記載してください。

3 「許可番号等」欄には、委託先の産業廃棄物処理業許可の許可番号を記載してください。

(2) 自ら処分する場合

建設資材廃棄物の種類	処分の場所	処分内容	許可番号等

備考1 「建設資材廃棄物の種類」欄には、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートが廃棄物となったものを記載してください。

2 「処分内容」欄には、中間処理及び最終処分の内容を記載してください。

3 産業廃棄物処理業の許可を受けている場合には、「許可番号等」欄に許可番号を記載してください。

(3) その他

- 5 再生、処分等に要する費用

注 各欄に、その記載事項の全てを記載できないときは、各々の欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

(A4)

広域振興局長
様
市長

- 届出者 氏名
 住所
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び商号又は名称並びに代表者の氏名)
 郵便番号
 電話番号

建設資材廃棄物処理方法等変更届出書

循環型地域社会の形成に関する条例第21条第5項の規定により、次のとおり変更について届け出ます。

- 1 工事の名称
 2 工事の場所
 3 再生、処分等が完了する予定年月日
 4 再生、処分等の方法

(1) 処分を委託する場合

建設資材廃棄物の種類	委託先の名称	所在地	許可番号等

備考1 「建設資材廃棄物の種類」欄には、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートが廃棄物となったものを記載してください。

2 「委託先の名称」欄及び「所在地」欄には、建設資材廃棄物の処分を委託した中間処理業者又は最終処分業者について記載してください。

3 「許可番号等」欄には、委託先の産業廃棄物処理業許可の許可番号を記載してください。

(2) 自ら処分する場合

建設資材廃棄物の種類	処分の場所	処分内容	許可番号等

備考1 「建設資材廃棄物の種類」欄には、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートが廃棄物となったものを記載してください。

2 「処分内容」欄には、中間処理及び最終処分の内容を記載してください。

3 産業廃棄物処理業の許可を受けている場合には、「許可番号等」欄に許可番号を記載してください。

(3) その他

- 5 再生、処分等に要する費用

備考 欄には、変更該当箇所に「/」を付してください。

(A4)

年 月 日

広域振興局長
市 長 様

届出者 氏名

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地

及び商号又は名称並びに代表者の氏名)

郵便番号

電話番号

通 知 書

循環型地域社会の形成に関する条例第21条第7項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 工事の名称
- 2 工事の場所
- 3 再生、処分等の方法
- 4 再生、処分等に要する費用

備考 3及び4については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条の書面の写しの添付をもって記載に代えることができます。

(A4)

一部改正〔平成18年規則40号・22年36号・令和4年9号〕
様式第7号(第16条関係)

(第一面)

岩手県知事		様		年 月 日		
		協議者		住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号		
廃棄物処理施設等設置等(変更)事前協議書						
廃棄物処理施設等の設置(譲り受け、借り受け、変更)をしたいので、循環型地域社会の形成に関する条例第24条第 項の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。						
廃棄物処理施設等の種類 (メーカー名、型式)		()		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第号に該当(産業廃棄物処理施設の場合のみ記載)		
設置の場所(所在地)						
廃棄物処理施設等の処理能力		m ³ ・t/日()時間 m ³ ・t/時間 埋立(保管)面積 m ² 埋立(保管)容量 m ³		事業場面積 m ²		
処理する廃棄物の種類						
変更の内容・理由(変更の場合)						
廃棄物処理施設等の構造等に関する計画	構造及び設備の概要					
	処理方式の概要					
	放流	排水の処理方法				
		放流水の水質				
		排水の量		(水量) m ³ /日		
		放流先の概要				
	排ガス	排ガスの処理方法				
		排ガスの性状				
排ガスの量		(排ガスの量) Nm ³ /日				
着工予定年月日		年 月 日				
使用開始年月日		年 月 日				

(A4)

(第二面)

廃棄物処理施設等の維持管理	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	

埋 立 処 分 の 計 画	その他廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項		
	災害防止のための計画（廃棄物の最終処分場である場合）		
汚 泥 等 又 は 焼 却 灰 等 の 処 分 方 法	特別管理（産業・一般）廃棄物 以外の廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処 分 方 法	
	特別管理（産業・一般）廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処 分 方 法	
埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
※事務処理欄			

(A4)

一部改正〔令和4年規則9号〕
様式第8号(1)(第16条関係)

排 出 事 業 者 名 簿

事 業 者 名	事業場の所在地	廃棄物の種類、排出工程及び性状	受託予定量

備考1 「廃棄物の種類、排出工程及び性状」欄は、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分、
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令による区分を明記してください。

2 「受託予定量」欄には、単位も記載してください。

(A 4)

様式第8号(3)(第16条関係)

処理委託先処理業者名簿

処理業者名	処理施設の所在地	廃棄物の種類及び性状	処理の方法	許可年月日 許可番号

備考1 「廃棄物の種類及び性状」欄は、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分を明記してください。

2 廃棄物を処理したものを売却する場合は、売却先について記載してください。

(A4)

様式第9号(第16条関係)

廃棄物処理施設等設置等事前説明結果書

対 象 者	対 象 者 (団 体) 名	電 話 番 号
	団 体 の 代 表 者 氏 名	電 話 番 号
	対 象 者 住 所	
	団 体 の 代 表 者 住 所	
	対 象 者 区 分	
	団 体 中 の 対 象 者	
事 前 説 明	説 明 日 時	
	説 明 実 施 場 所	
	説 明 者	
	説 明 方 法	
説明に対して提出された意見、要望等		
意見、要望等に対して講ずる措置		
その他参考となる事項		

備考1 「対象者区分」欄は、第16条第7項の区分に従って記載してください。

2 対象者区分を明記した事前説明対象者一覧表を別途作成し、添付してください。

3 事前説明に使用した資料を1部添付してください。

(A4)

一部改正〔平成16年規則73号〕
様式第10号(1)(第16条関係)

廃棄物処理施設等設置等周辺生活環境調査結果書

土地の利用状況		(利用形態、用途地域、宅地開発計画区域)(別添図)				
既存施設の分布状況		(学校、保育所、病院、老人ホーム、公園、住宅、店舗等)(別添図)				
使用道路の状況	名称	幅員(m)	交通量(台/日)	特記事項		(別添図)
放流経路等	放流経路	放流先水路	名称			
	(別添図)		流量			
			水質	別添検査成績書	別添検査成績書	別添検査成績書
			利水状況			
井戸の分布状況	(分布(別添図)、用途、利用者、利用形態)					
湧水の分布状況	(分布(別添図)、用途、利用者、利用形態)					
局地的気象の特徴	(風向、風速、降雨等)					

注 放流先水路の水質については、検査成績書を添付してください。

(A4)

廃棄物処理施設等変更設備等対照表

変更の内容		変更前	変更後
廃棄物処理施設等の種類 (メーカー名、型式)		()	()
設置の場所(所在地)			
廃棄物処理施設等の処理能力		$m^3 \cdot t / \text{日} () \text{時間}$ $m^3 \cdot t / \text{時間}$ 埋立(保管)面積 m^2 埋立(保管)容積 m^3	$m^3 \cdot t / \text{日} () \text{時間}$ $m^3 \cdot t / \text{時間}$ 埋立(保管)面積 m^2 埋立(保管)容積 m^3
処理する廃棄物の種類			
構造等に関する計画	構造及び設備		
	処理方式		
	排ガス及び排水の処理方法		
	排ガスの性状及び放流水の水質		
	排ガス及び排水の量		
その他廃棄物処理施設等の構造等に関する事項			
廃棄物処理施設等の附帯設備			
維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項		

備考 「廃棄物処理施設等の附帯設備」欄は、設備名、方式、能力及び数量を記載してください。

(A4)

様式第12号(第16条関係)

(第一面)

積替え・積替えのための保管施設計画書

積 替 保 管 対 象 廃 棄 物	種 類		性 状		積替え方法	
施 設 設 置 事 業 場 用 地	施 設 の 種 類	設置場所 (所在地)	所 有 者	面 積	地 目	
				㎡		
施 設 設 置 事 業 場 用 地 に 係 る 貸 借 関 係	用途指定の有無 及び内容					
	契 約 (予 定) 年月日	年 月 日				
	貸 借 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日				
貸 借 条 件 等						

備考 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

(A4)

(第二面)

廃 棄 物 処 理 施 設 等 の 構	囲 い 等	
	保 管 設 備	
	選 別 施 設	
	雨水等流入防止設備	
	地 表 水 排 水 工	

構造設備の概要	洗車設備	
	駐車場	
	消火設備	
	管理事務所	
廃棄物処理施設等の維持管理の概要	廃棄物の搬入時における確認及び計量の方法	
	廃棄物の飛散、流出及び悪臭の発散防止方法	
	ねずみ、蚊、はえその他の害虫の発生防止方法	
	騒音、振動及び粉じんの発生防止方法	
	放流水（未処理水を含む。）の水質検査方法及び測定頻度	
	諸設備の点検体制及び点検責任者（職・氏名）	
その他参考となる事項		

備考1 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

2 「廃棄物処理施設等の構造設備の概要」欄は、廃棄物処理施設等の施設又は設

備の規格、材質、能力等を記載してください。

(A4)

(第三面)

1 廃棄物の積替え施設の場合の立札

↑ ト ル メ ー テ ル 1 0 0 セ ン チ メ ー テ ル ↓ 6 0	廃棄物の積替え施設		
	廃棄物の種類		
	期 間	年 月 日～	年 月 日
	管 理 者 名		連 絡 先
← 60～200センチメートル →			
立札の材質：			

2 廃棄物の積替保管施設の場合の立札

↑ ト ル メ ー テ ル 1 0 0 セ ン チ メ ー テ ル ↓ 6 0	廃棄物の積替えのための保管施設（保管場所）			
	廃棄物の種類			
	期 間	年 月 日～	年 月 日	
	保管施設の構造等	※囲い又は保管施設の構造		
		高さの上限	屋外に保管する場合のみ明示すること。	
		保管量の上限		
管 理 者 名		連 絡 先		
← 60～200センチメートル →				
立札の材質：				
備考 ※印欄には、廃棄物を屋外に保管する場合にあっては囲いの「材質」を明示し、屋内に保管する場合にあってはその建築物の構造の概要を明示してください。				

備考 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

(A4)

一部改正〔平成16年規則73号・20年53号〕
様式第13号(第16条関係)

(第一面)

中間処理施設計画書

中間処理前・後の廃棄物	区 分	種 類	性 状		
	処 理 前				
	処 理 後				
(処分方法)					
施設設置事業場用地	施設の種類	設置場所(所在地)	所 有 者	面 積	地 目
				m ²	
	用途指定の有無及び内容				
施設設置事業場用地に係る貸借関係	契約(予定)年月日	年 月 日			
	貸借期間	年 月 日～ 年 月 日			
	貸借条件等				

備考 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

(A4)

(第二面)

廃棄物処理施設等	困 い 等			
	立 札			
	↑	廃棄物の処分のための保管施設(保管場所)		
		廃棄物の種類		
↓				

構造設備の概要 ↓ 60～100センチメートル	期 間	年 月 日～ 年 月 日		
	保管施設の構造等	※囲い又は保管施設の構造		
		高さの上限	屋外に保管する場合のみ明示すること。	
		保管量の上限		
管 理 者 名		連 絡 先		
←———— 60～200センチメートル —————→				
立札の材質： 備考 ※印欄には、廃棄物を屋外に保管する場合にあっては囲いの「材質」を明示し、屋内に保管する場合にあってはその建築物の構造の概要を明示してください。				
雨水等流入防止設備				
地表水排水工				
排水処理設備等				
洗 車 設 備				
駐 車 場				
消 火 設 備				
管 理 事 務 所				

- 備考1 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。
- 2 「廃棄物処理施設等の構造設備の概要」欄は、廃棄物処理施設等の施設又は設備の規格、材質、能力等を記載してください。

(A4)

(第三面)

廃棄物処理施設等の維持管理の概要	中間処理する廃棄物の搬入時における確認及び計量の方法	
	中間処理する廃棄物の飛散、流出及び悪臭の発散防止方法	
	ねずみ、蚊、はえその他の害虫の発生防止方法	
	騒音、振動及び粉じんの発生防止方法	
	放流水（未処理水を含む。）の水質検査方法及び測定頻度	
	排ガスの検査方法及び測定頻度	
	諸設備の点検体制及び点検責任者（職・氏名）	
その他参考となる事項		

備考 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

(A4)

一部改正〔平成16年規則73号〕
様式第14号(第16条関係)

(第一面)

最終処分場計画書

埋立対象廃棄物	種類	性状		年間計画埋立量
施設設置事業場用地	設置場所(所在地)	所有者	面積	地目
			m ²	
施設設置事業場用地に係る貸借関係	用途指定の有無及び内容			
	契約(予定)年月日	年 月 日		
	貸借期間	年 月 日～		年 月 日
	埋立予定期間	年 月 日～		年 月 日
貸借条件等				

備考 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

(A4)

(第二面)

設置	埋立地内の湧出水の状況	
	地下水の状況(流向)を把握	

場 所 及 び そ の 状 況	するための方法	
	地質の状況を把握するための方法	
	排水（放流水）の排出口や排出先等の状況	
	その他参考となる事項	

備考1 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

2 「埋立地内の湧出水の状況」欄には、湧出の位置、湧出量、利用者、利用形態等を記載してください。

3 「地下水の状況（流向）を把握するための方法」の参考として、各ボーリング孔の設計図面等を添付してください。

4 「地質の状況を把握するための方法」欄には、地質の区分、分布、不透水性地層の有無、透水係数試算の結果等を記載してください。

(A 4)

(第三面)

廃棄物処理施設の構造設備の概要	囲い等	
	立札	
	区域杭等	
	地滑り防止工及び沈下防止工	
	擁壁、えん堤等	
	基準高	
	遮水工法	
	地下水集排水設備	
	保有水等集排水設備又は浸透水採取設備	
	調整池設備	
	周縁地下水採取設備	
	浸出水処理設備	
	地表水・外周排水工	
	外周仕切り設備及び内部仕切り設備	
	ガス抜き設備	
	展開検査設備	
洗車設備		
駐車場		
消火設備		
管理事務所		

備考1 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

2 上記の欄は、設備の規格、材質、能力等を記載してください。

(A4)

(第四面)

廃棄物処理施設等の維持管理の概要	埋立処分する廃棄物の搬入時における確認及び計量の方法	
	埋立処分する廃棄物の飛散、流出及び悪臭の発散防止方法	
	ねずみ、蚊、はえその他の害虫の発生防止方法	
	騒音、震動及び粉じんの発生防止方法	
	周縁地下水の水質検査の方法及び測定頻度	
	浸出液、浸透水及び放流水の水質検査の方法並びに測定頻度	
	発生ガスの排除方法	
	覆土材の確保の方法及び覆土方法	
	周縁地表水の排除方法	
	諸設備の点検体制及び点検責任者(職・氏名)	
	廃止までの維持管理の方法及び廃止予定の時期	
	維持管理積立金の調達計画	
跡地利用計画		

- 備考1 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。
- 2 「覆土材の確保の方法及び覆土方法」欄には、使用機械を明示してください。
- 3 「廃止までの維持管理の方法及び廃止予定の時期」欄には、埋立終了後から浸出液処理停止までの予定期間を記載してください。

(A4)

一部改正〔平成16年規則73号〕
様式第15号(第19条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

廃棄物処理施設等工事着手等届出書

廃棄物処理施設等について設置(変更)工事に着手したので、循環型地域社会の
形成に関する条例第28条の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称	
設 置 場 所	
施 設 の 種 類	
事前協議が調った旨の通知を 受けた年月日	年 月 日 第 号
変 更 の 内 容	(別表第 第 号 に該当)
工事着手年月日及び工事竣功 予定年月日	工事着手年月日 工事竣功予定年月日 年 月 日から 年 月 日まで
※ 事 務 処 理 欄	

備考1 ※印欄は記載しないでください。

2 上記の欄に記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙の
とおり」と記載し、別紙を添付してください。

3 変更のある部分については、変更前と変更後との内容を対照させてくだ
さい。

4 廃棄物処理施設等の位置、構造又は設備に変更があった場合には、変更後
の図面、設計計算書等の関係書類を添付してください。

(A4)

一部改正〔平成16年規則73号・令和4年9号〕
様式第16号(第19条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

廃棄物処理施設等廃止（休止、再開）届出書

廃棄物処理施設等を廃止（休止、再開）したので、循環型地域社会の形成に関する条例第28条の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称	
施 設 の 種 類	
設 置 場 所	
事前協議が調った旨の通知を受けた年月日	年 月 日 第 号
廃止若しくは休止又は再開の理由	
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄	
備考 ※印欄は、記載しないでください。	

(A4)

一部改正〔平成16年規則73号・令和4年9号〕
様式第17号(第21条関係)

施設の名称	
廃棄物処理施設等の種類	
取り扱う廃棄物の種類	
廃棄物処理施設等の処理能力	
1日の稼働時間	
管理者	
連絡先	

備考 寸法は、縦1メートル、横2メートルを標準とする。
様式第18号(第23条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び商号又は名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

事故防止等措置(変更)報告書

廃棄物処理施設等の運営について、循環型地域社会の形成に関する条例第30条第3項の規定による事故防止等措置を講じ、報告書を(作成・変更)したので、関係書類を添えて報告します。

備考 作成(変更)した事故防止等措置を記載した書類を添付してください。

(A4)

追加〔平成20年規則53号〕、一部改正〔令和4年規則9号〕
様式第19号(第23条関係)

岩手県知事 様

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び商号又は名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

施設運営状況説明報告書

年度における廃棄物処理施設等に係る施設運営の状況について、循環型地域社会の形成に関する条例第30条第5項の規定による説明を行ったので、関係書類を添えて報告します。

備考 説明に使用した資料1部及び別紙「施設運営状況説明結果報告書」を添付してください。

(A4)

別紙

施設運営状況説明結果報告書

対象者	対象者(団体)名	電話番号
	団体の代表者名	電話番号
	対象者住所	
	団体の代表者住所	
	対象者区分	
説明	説明日時	
	説明実施場所	
	説明者	
	説明方法	
説明に対して提出された意見、要望等		
意見、要望等に対する説明、対応等の内容		
その他参考となる事項		

備考1 「対象者区分」の欄は、第16条第7項各号に掲げる者の区分に従って記載してください。

2 対象者区分を明記した施設運営状況説明対象者一覧表を別途作成し、添付してください。

(A4)

追加〔平成20年規則53号〕、一部改正〔令和4年規則9号〕

岩手県知事 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び商号又は名称並びに代表者の氏名)

電話番号

廃棄物最終処分場残余容量報告書

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則第25条の規定により、次のとおり報告
します。

最終処分場の名称	
最終処分場の種類	
最終処分場の所在地	
埋立地面積	m ²
埋立地容量	m ³
残余容量	m ³
埋立終了予定	年 月
基準日	年4月1日
残余容量把握の方法	測量 埋立量から推計 その他 ()
基準日における埋立廃棄物の 種類及びその割合	
備 考	

(A4)